二(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道沙流郡日高町富川北二丁目二〇三番一三から同町字厚賀町一二八番一まで	前	A	一七・五〇～一二〇・〇〇メートル	二〇・七四〇キロメートル
	後	B	二四・〇〇～二三二・〇〇メートル	二〇・四五〇キロメートル
		A	一七・五〇～一二〇・〇〇メートル	二〇・七四〇キロメートル
		B	二四・〇〇～二三二・〇〇メートル	二〇・四五〇キロメートル

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
三(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百七十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
北海道樺戸郡月形町一〇一〇番から同町一〇一〇番四二まで	前	四四・〇〇～六五・〇〇メートル	〇・〇九二キロメートル		
	後	四四・〇〇～五九・〇〇メートル	〇・〇九二キロメートル		
深川市鷹泊五九七番から同市鷹泊六一九番まで	前	一四・六四～一五・〇六メートル	一九・〇六～二三・一三メートル	〇・二二九キロメートル	
	後	A	一三・五〇～一三・〇〇メートル	九三・〇〇メートル	五・〇五五キロメートル
		B・C・D	一三・〇〇～一二二・七〇メートル	四・三八〇キロメートル	
深川市多度志町字チカプオツ原野四六七二番から北海道雨竜郡幌加内町字下幌加内七七三七番一まで	後	A	一三・五〇～一三・〇〇メートル	九三・〇〇メートル	五・〇五五キロメートル
		B・C・D	一三・〇〇～一二二・七〇メートル	四・三八〇キロメートル	

上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百二十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年九月二十七日

北海道開発局長　高松　泰

一　登録番号
北海道開発局長　2
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社札幌工業検査
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	渡辺　克生

(2)　変更年月日
平成二十二年八月十九日

国会事項

衆議院

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程は、九月二十一日次のとおり決定した。

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院事務局事務分掌規程（昭和二十三年庁訓第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第一議員会館課」を「議員会館課」に改め、同条第五項中「第一議員会館課」を「議員会館課」に改め、同項第一号中「第一議員会館」を「議員会館」に改め、同条第六項を削る。

附　則

この規程は、平成二十二年十月一日から施行する。

議員退職

北海道選挙区選出議員鈴木宗男は、あっせん収賄、受託収賄、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律違反、政治資金規正法違反、政治資金規正法違反被告事件について、最高裁判所の上告棄却の決定が九月十六日確定したので、同日退職者となった。

常任委員長退職

九月十六日外務委員長鈴木宗男は退職者となった。

裁判員及び同予備員辞職許可

九月二十二日、議長において、裁判官弾劾裁判所裁判員高木義明及び同予備員伴野豊の辞職を許可した。

訴追委員辞職許可

九月二十二日、議長において、裁判官訴追委員小宮山洋子、三井辨雄、松木けんこう及び笠浩史の辞職を許可した。

辞職通知

九月二十二日鬼塚事務総長から今野裁判官弾劾裁判所裁判長及び小幡参議院事務総長宛、議長において裁判官弾劾裁判所裁判員高木義明及び同予備員伴野豊の辞職を許可した旨通知した。

又同日鬼塚事務総長からツルネン裁判官訴追委員会委員長職務代行者及び小幡参議院事務総長宛、議長において裁判官訴追委員小宮山洋子、同三井辨雄、同松木けんこう及び同笠浩史の辞職を許可した旨通知した。

通知書受領

九月二十二日竹﨑最高裁判所長官から横路議長宛、次の通知書を受領した。

最高裁総訟第〇〇〇四五〇号
平成二十二年九月二十二日
最高裁判所長官　竹﨑　博允
衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員の資格に影響する裁判の確定について（通知）

左記の事件について、九月七日に上告棄却決定があり、被告人に対する判決は九月十六日に確定しましたので。

記

一　事件番号　最高裁判所平成二十年（あ）第七三八号
二　被告人　鈴木　宗男
三　事件名　あっせん収賄、受託収賄、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律違反、政治資金規正法違反被告事件

添付書類
各審級裁判書謄本各一部

参議院

辞令

（警務部長）参議院参事　工藤　政行
警務部警備第二課長事務取扱を解く（九月二十四日）

裁判官訴追委員会

委員長職務代行者就任

裁判官弾劾法第六条第二項により、左の者が委員長職務代行者に就任した。（九月二十二日）
裁判官訴追委員会委員長職務代行者　ツルネンマルティ

人事異動

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　内藤惣一郎
法務省大臣官房秘書課付に併任する
法務省刑事局付の併任を解除する
（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房秘書課付）同　杉山　徳明
法務省刑事局付に併任する
法務省大臣官房秘書課付の併任を解除する（以上九月十七日）